長沼町学校施設個別施設計画

【令和２年３月２７日】

長沼町教育委員会

目　次

第１章　学校施設の長寿命化計画の背景・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
　１　背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
　２　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
　３　計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　４　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　５　対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

第２章　学校施設の目指すべき姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

第３章　学校施設の実態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
　１　学校施設の運営状況・活用状況等の実態・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
　２　学校施設の老朽化状況の実態　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

第４章　学校施設整備の基本的な方針等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
　１　学校施設の規模・配置計画等の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
　２　改修等の基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

第５章　基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等・・・・・・・・・・・・・・・　１８
　１　改修等の整備水準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
　２　維持管理の項目・手法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

第６章　個別施設計画の運用方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
　１　情報基盤の整備と活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
　２　推進体制等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
　３　フォローアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９

第１章　学校施設の長寿命化計画の背景・目的等

１　背景

平成２５年１１月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）において、各インフラの管理者及び当該インフラを所管する国や地方公共団体の各機関は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画（行動計画)」を策定することとされました。

地方公共団体では、このことを踏まえ、域内のインフラ全体における整備の基本的な方針として「公共施設等総合管理計画」を策定することとなりました。

さらに、地方公共団体は公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として、個別施設計画（個別施設の長寿命化計画）を策定することとされました。

２　目的

長沼町の人口は、昭和３５年をピークとして減少が続きましたが、小中学校施設の学校教育系施設は、古くは昭和３５・３６年に建築されたものもあり、既に大規模改修を終え、今後１０年間で更なる大規模改修や更新時期を迎えるなど、多額の費用を要するものと考えられます。

本計画は、長寿命化により中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減や平準化を図りつつ、学校教育系施設に求められる機能・性能を確保することを目的として策定します。

■　国勢調査における人口推移

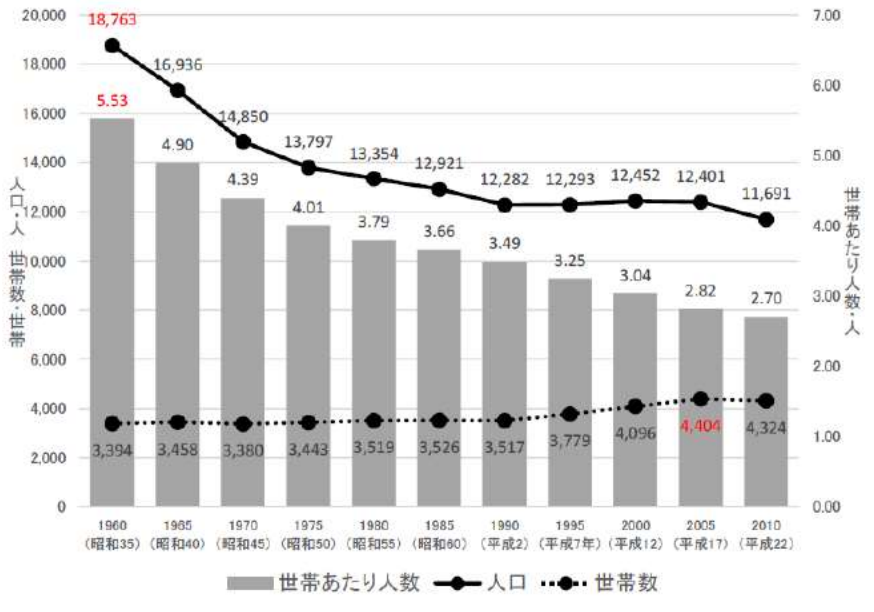

※長沼町人口ビジョンから引用

3　計画の位置付け

本計画は、「長沼町公共施設等総合管理計画（平成２９年３月）」（以下、「町総合管理計画」という。）に基づく、学校施設の個別施設計画として策定します。

4　計画期間

計画期間：令和２年度から令和１８年度までの１７年間。

計画期間は、町総合管理計画の計画期間と合わせて１７年間とします。また、５年を目処に適宜計画を見直します。

5　対象施設

対象とする施設は、長沼中央小学校、長沼中学校、長沼町学校給食センターの３施設とします。

第２章　学校施設の目指すべき姿

□　安全性

学校施設は、子供たちの学校生活が安全・安心に過ごせる教育環境を整備するとともに、災害時には地域住民の避難所となることから、耐震性を備えるとともに、大雨に伴う水害にも対応できる施設として整備されている必要があります。

また、施設の耐震化率は１００％を達成していますが、非構造部材の落下を防止するための耐震化対策にも取組み､災害時の避難所としての機能を確保する必要があります。

さらに、地域に開かれた学校を推進する一方で、不審者等の対策としての防犯カメラの設置や、各種通報システム、地域住民の見守り等と連携した防犯対策を強化していく必要があります。

□　快適性

本町の学校施設は、車いす等に対応したエレベーターの設置や、給食運搬のためのダムウェーターの設置の課題があり、また、スロープや洋式トイレ、エアコンの整備等、将来の子供たちが快適に過ごせる環境の整備を検討していく必要があります。

特に、トイレの洋式化については、現在はまだ設置率は高くなく、災害時の避難所となった際にも影響が大きいことから、積極的な整備が求められています。

□　学習活動の適応性

確かな学力の定着を目指し、習熟度別学習や少人数指導等、多様な学習内容・学習形

態による活動が可能となる空間や、教育の情報化に対応したＩＣＴ環境の整備が重要となっています。

また、今後の児童生徒数の減少に伴い、１学年２学級が１学級に集約された場合でも、空き教室を有効に活用できるような可変的な構造や、発達障害等子供の特性に配慮した施設設計など、将来を見据えた効率的で効果的な施設整備を行っていく必要があります。

□　環境への適応性

高効率な照明や暖房効率の向上、自然採光や自然エネルギーの活用など、環境負荷の低減を図ることが可能な施設整備が求められています。

□　地域の拠点化

地域に開かれた学校とするため、保護者や地域住民が訪れやすい環境とし、特に屋内運動場は学校開放事業でも地域住民の利用率が高いことから、放課後や夜間の安全な利用を考慮した施設整備を行う必要があります。

第３章　学校施設の実態

１　学校施設の運営状況・活用状況等の実態

(1) 対象施設一覧

対象施設の現状は次のとおりです。

【対象施設一覧】

（令和元年５月１日現在）

名称		住所	延床面積（㎡）	建築年度	児童生徒数（人）		学級数（学級）	
					通常学級在籍者数	特別支援	通常学級	特別支援
1	長沼中央小学校	長沼町銀座北1丁目3番1号	5,385	昭和37	342	17	12	6
2	長沼中学校	長沼町中央南2丁目3番1号	5,379	昭和38	229	3	3	3
3	長沼町学校給食センター	長沼町栄町2丁目1番6号	708	昭和62	-	-	-	-

※　「建築年度」欄は、教室等で最も古い建物の建築年を記載。

(2) 児童生徒数及び学級数の変化

① 本町の人口についての見通し

平成２７年１０月に策定した「長沼町人口ビジョン」に基づく人口推計では、２０２５年には１万人を下回る予想となっており、年少人口や生産年齢人口も減少を続け、老年人口の比率が高くなることから、人口減少等を踏まえた地域コミュニティの形成や、若い世代が安心して子育てできる環境づくり、まちの魅力を情報発信し新たな観光振興・移住などの促進、町の産業構造を堅持するための安定した人材確保と雇用創出など、各種施策に取組むこととしています。

【年齢３区分人口】

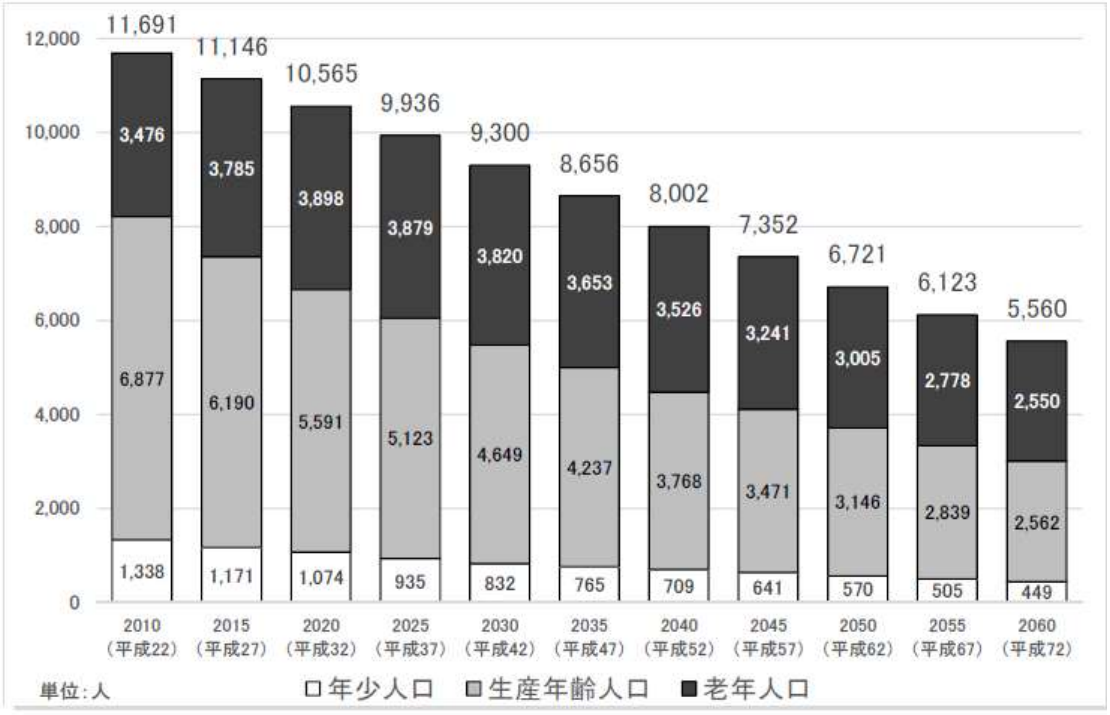

※ 「長沼町人口ビジョン」から引用

② 児童生徒数の推移

本町の児童生徒数は、本町の人口減少や少子高齢化の影響で、令和元年度の児童数は４７７人、生徒数は２３２人（いずれも令和元年５月１日現在）の合計７０９人となっており、平成１２年度と比較して▲４８８人で、約４割減少しています。今後も、減少していくことが見込まれます。

【児童生徒数推移表】 （単位：人）

学校名	年度										
	推移										見込み
	S60	H2	H7	H12	H17	H23	H28	H29	H30	R1	R2
長沼中央小学校	743	609	529	576	527	378	394	382	396	359	－
北長沼小学校	143	120	115	67	62	48	42	40	46	36	－
南長沼小学校	136	105	88	59	80	44	42	46	45	44	－
西長沼小学校	69	65	58	40	28	20	16	15	14	15	－
長沼舞鶴小学校	39	71	50	24	21	16	17	20	17	23	－
長沼小学校	R2.4.1統合										471
小学校計	1,130	970	840	766	718	506	511	503	518	477	471
旧中央長沼中学校	450	364	323	311	299	242	－	－	－	－	－
旧北長沼中学校	93	65	54	52	30	28	－	－	－	－	－
旧南長沼中学校	108	74	87	68	38	46	－	－	－	－	－
長沼中学校	H26.4.1統合						238	238	231	232	251
中学校計	651	503	464	431	367	316	238	238	231	232	251
合計	1,781	1,473	1,304	1,197	1,085	822	749	741	749	709	722

※「見込み」欄は、令和元年５月１日現在の見込値を使用。

【児童生徒数推移グラフ】

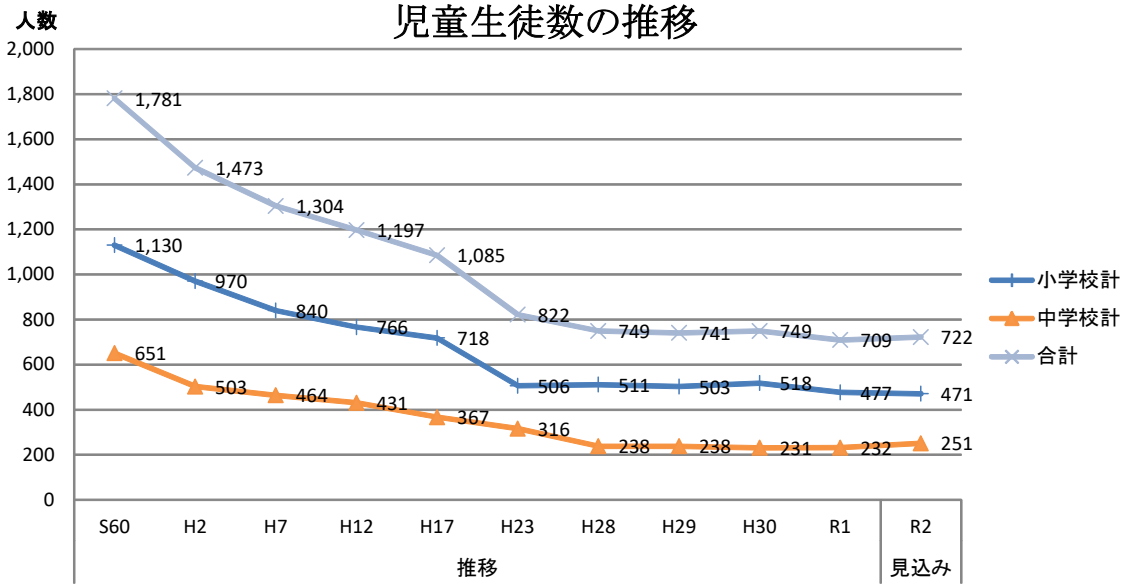

※「見込み」欄は、令和元年５月１日現在の見込値を使用。

(3) 施設の配置状況

本町の学校施設は、中心市街地に配置されています。

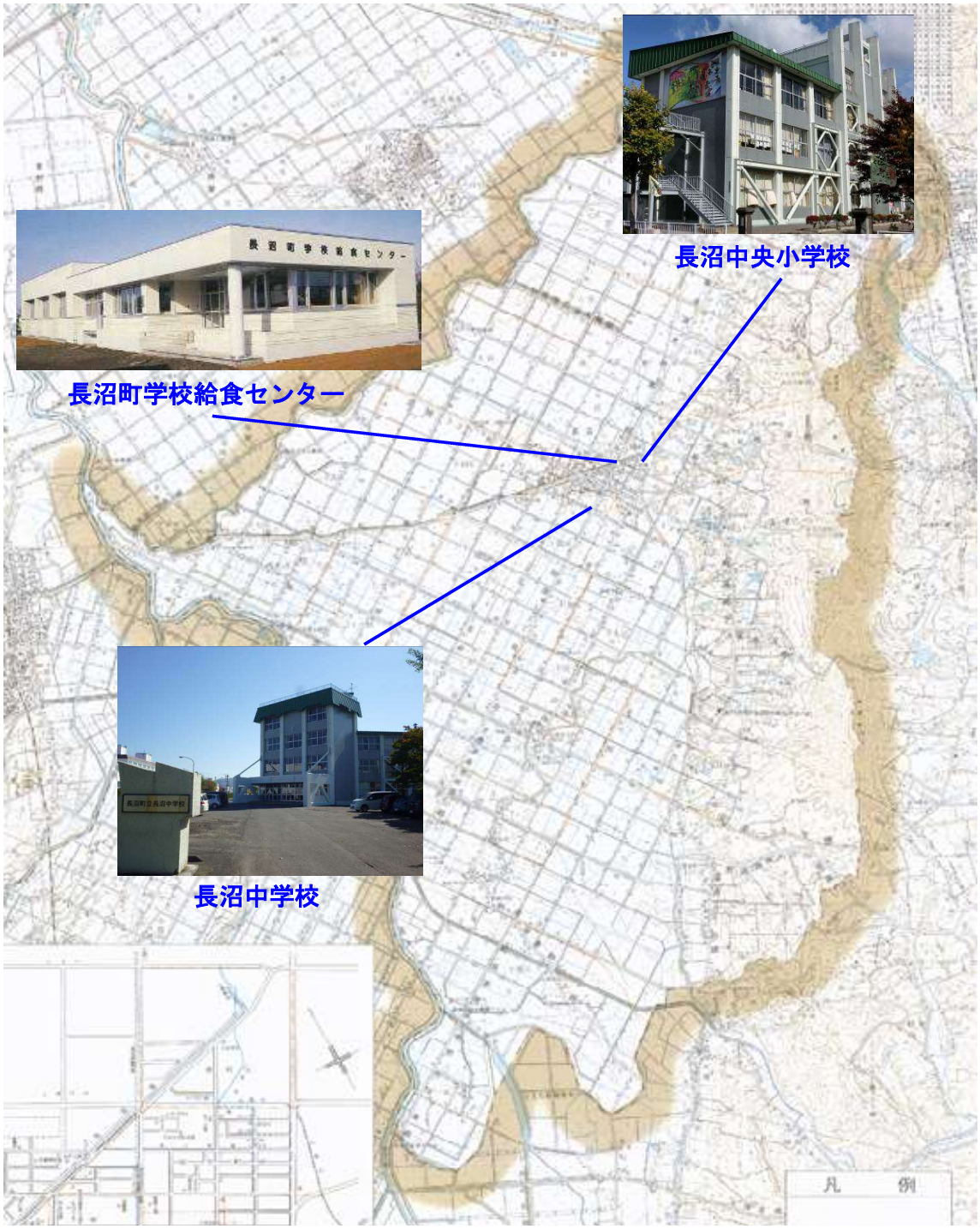

(4) 学校施設関連経費の推移

平成２６年４月の中学校統合により、中学校費における光熱水費・手数料・委託料は減少しました。令和２年４月の小学校統合により、更に施設関連経費は減少する見込みです。

小中学校における建築後の大きな改修状況は、次のとおりです。

① 長沼中央小学校

建築後、幾度かの騒音防止対策工事及び防音機能復旧工事を経て、平成９年に大規模改造工事を実施し、平成２３年に耐震改修工事が完了しました。

また、アスベスト除去工事を、昭和６２年に機械室を、平成２０年に屋内運動場天井を、平成３０年に増築校舎用及び屋内運動場用の煙突をそれぞれ行いました。

さらに、平成２６年にトイレの洋式化を８か所行いましたが、全てのトイレの洋式化が終わっている訳ではありません。

屋内運動場の床の劣化が進行し、非常に滑りやすく危険なことから、今後、大規模な改修が必要であり、多額の費用負担が予想されます。

② 長沼中学校（旧中央長沼中学校）

建築後、幾度かの騒音防止対策工事及び防音機能復旧工事を経て、平成１０年に大規模改造工事を実施し、平成２５年に耐震改修工事が完了しました。

また、アスベスト除去工事を、平成２１年に屋内運動場及び屋内運動場機械室天井をそれぞれ行いました。

トイレの洋式化は行っておらず、洋式化を行うには個室内のスペースが狭く、洋式化を行う場合は、現在の個室数よりも減る事が想定されます。

屋内運動場の床の劣化が著しく、平成２８年に応急的な補修工事を行いましたが、床材のささくれやひび割れが進行し、根本的な解決には至っていませんので、今後、大規模な改修が必要であり、多額の費用負担が予想されます。

③ 長沼町学校給食センター

平成１０年と平成２６年に配管補修・改修工事を行い、平成３０年に屋上防水補修工事を実施していますが、これら以外の大規模な改修工事は実施していません。今後、設備等の劣化により交換が予想され、多額の費用負担が予想されます。

【直近５年間の施設関連経費推移表】　　（単位：円）

項目	H26	H27	H28	H29	H30	5か年平均
施設設備費	3,024,000	0	0	0	28,365,000	6,277,800
改築	0	0	0	0	0	0
耐震化	0	0	0	0	0	0
大規模	3,024,000	0	0	0	28,365,000	6,277,800
維持修繕	10,867,238	4,632,519	11,004,038	18,984,689	2,852,839	9,668,265
光熱水費	33,216,886	28,171,131	30,699,422	32,434,940	33,745,224	31,653,521
手数料等	1,948,752	1,924,448	1,821,528	1,928,679	1,495,198	1,823,721
委託料	24,342,625	24,635,267	24,677,400	24,967,613	25,356,791	24,795,939
施設関連経費合計	71,450,749	57,438,917	66,380,860	76,387,242	90,319,854	72,395,524

※ 長沼中央小学校、長沼中学校、学校給食センターの実績。

(5) 学校施設の保有量

計画対象である長沼中央小学校は、一番古い建築個所で築後５７年が経過しています。長沼中学校は、一番古い建築個所で築後５８年が経過していますので、いずれも大規模改修による校舎等の活用は限界を迎えています。長沼町学校給食センターは、新築後３２年が経過しており、建築後大きな改修は行っておらず、多くの設備も老朽化しています。そのため、３施設とも早急に改築や長寿命化改修による整備を検討する必要があります。

また、町総合管理計画策定時、町の建築物全体（延床面積１１．１万㎡）で、一般的な建物の大規模改修の目安と言われている築３０年を経過している建築物の延床面積は約５．８万㎡と建築物全体の半数を超えており、既存の公共施設の老朽化が進行しています。

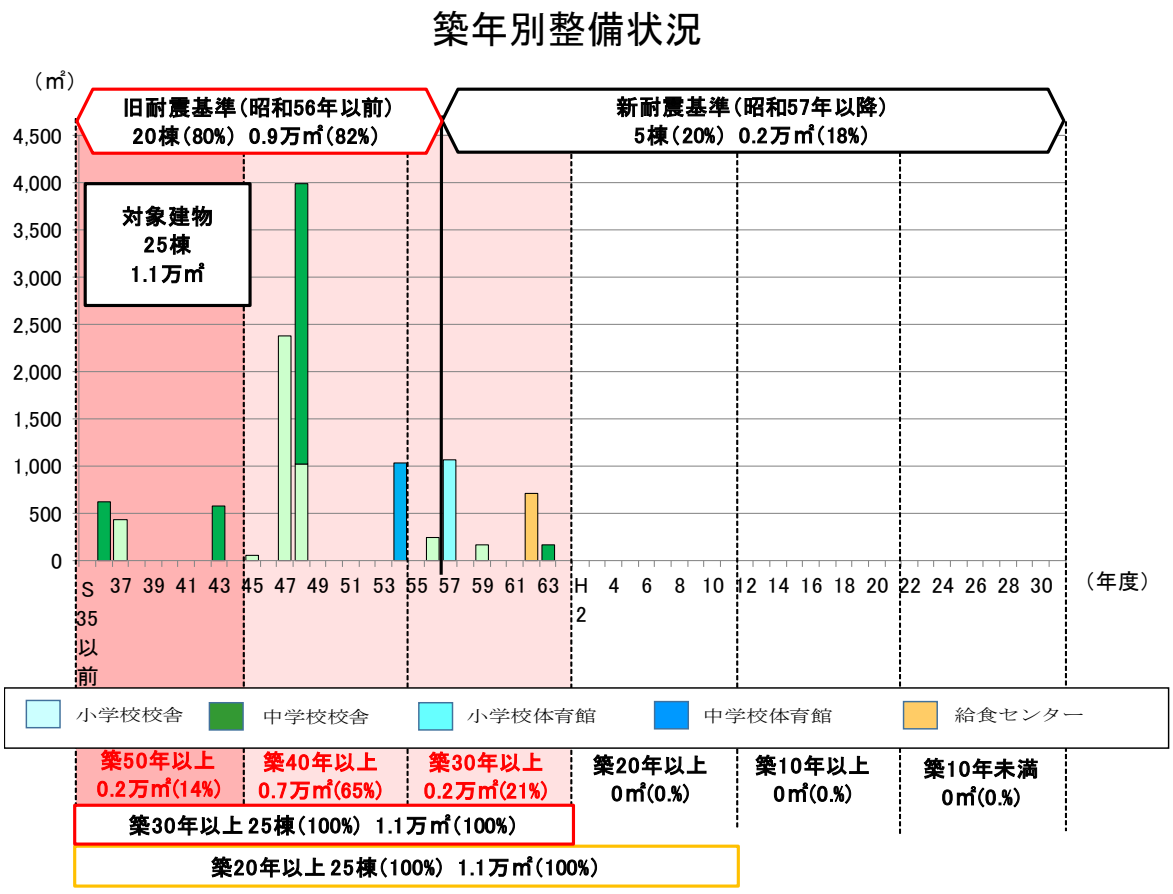

(6) 今後の維持・更新コスト（従来型）

従来、建築後約５０年を目途に改築を行っていましたが、計画対象である長沼中央小学校及び長沼中学校とも建築後約６０年を迎え、長沼町学校給食センターも築後３２年を経過しており、毎年、維持修繕等に要する経費も多くなっていることから、早急な改築が必要となっています。

今後、児童生徒が減少していく事を考慮するとともに、将来的な小中一貫教育や義務教育学校の導入を見据え、小中学校施設一体型の校舎新築や学校給食センターを併設するなど、防災機能向上の面や建設コスト及びランニングコストを極力抑えるような方法で整備する必要があります。

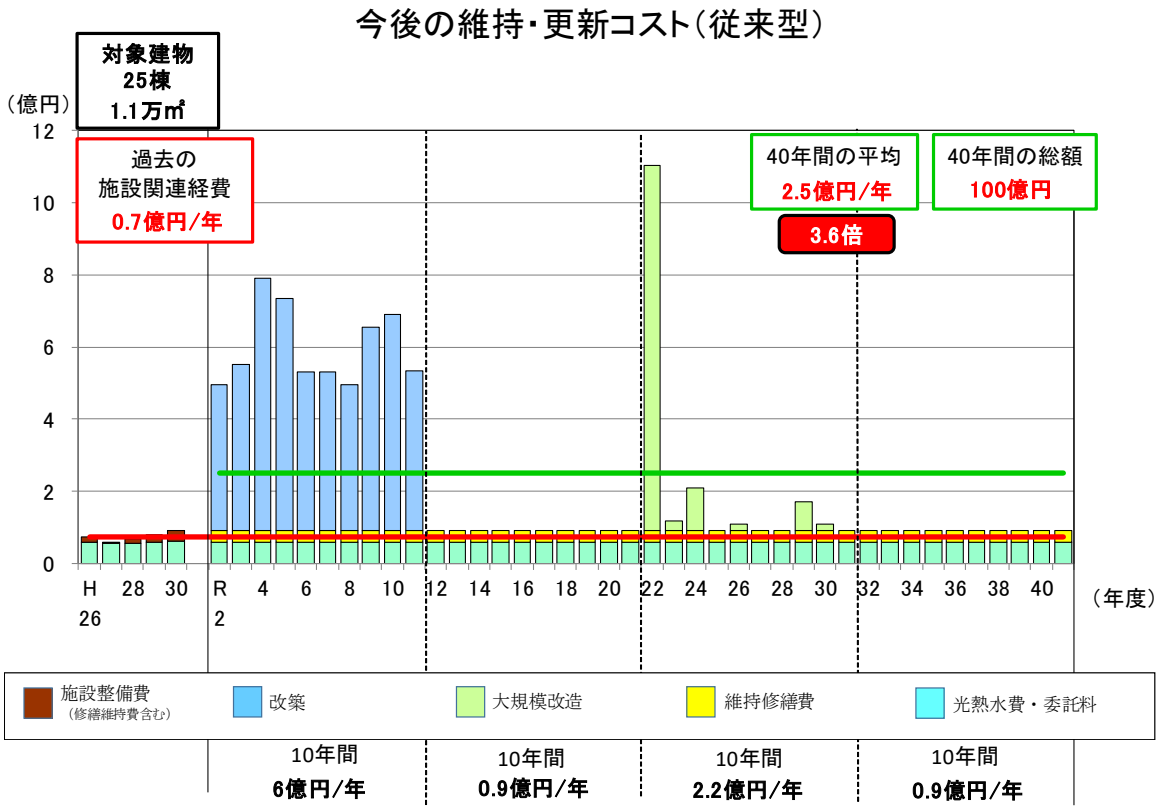

2　学校施設の老朽化状況の実態

(1) 構造躯体の健全性の評価及び構造躯体以外の劣化状況等の評価

学校施設の老朽化の調査については、令和元年度に実施した目視による劣化状況現場調査に基づき、屋根・屋上、外壁を、また内部仕上げ、電気設備、機械設備は部位の全面的な改修年からの経過年数を基本にＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄの４段階で評価しています。

評価基準

目視による評価【屋根・屋上、外壁】

	評価	基準
良好	A	概ね良好
	B	部分的に劣化（安全上、機能上、問題なし）
	C	広範囲に劣化（安全上、機能上、不具合発生の兆し）
劣化	D	早急に対応する必要がある （安全上、機能上、問題あり） （躯体の耐久性に影響を与えている） （設備が故障し施設運営に支障を与えている）等

経過年数による評価【内部仕上げ、電気設備、機械設備】

	評価	基準
良好	A	20年未満
	B	20～40年
	C	40年以上
劣化	D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合

（文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」より）

現場調査を実施した屋根・屋上は、漏水の有無、防水層の破断、損傷、表面の劣化、錆や塗装の剥がれ等を判断材料に評価しています。

←屋上ウレタン防水の劣化
（劣化度Ｃ）

屋根の錆・塗装のはがれ→
（劣化度Ｃ）

外壁は、鉄筋の腐食に伴った剥落、浮き、開口部付近等のひび割れ本数、塗装のふくれ・割れ・剥がれ、シーリングの劣化状況等を判断材料に評価しています。

←幅広のひび割れ
（劣化度Ｄ）

シーリングの剥がれ、ひび割れ→

■　建物情報一覧

建物情報一覧表

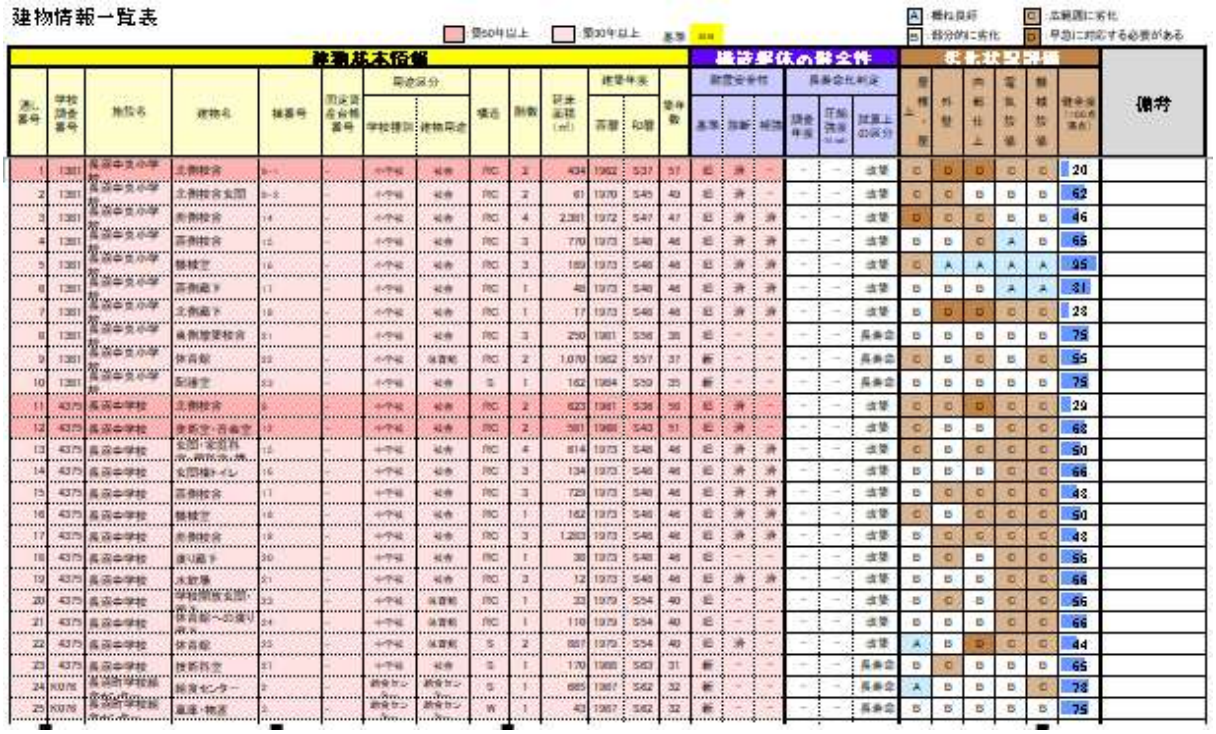

■　劣化状況の概要

①　平成９年度に大規模改造工事を行った長沼中央小学校については、全体的に劣化が著しく、躯体に影響や運営に支障が出る恐れがあるＤ判定に該当する項目もあり、早急な改築が必要となっています。

　個別個所では、北側校舎を繋ぐ東西の廊下に、大規模な亀裂や傾きが見られることから、躯体をそのまま活用することは難しくなっています。

　また、昭和５７年に屋上防水工事を行ってから４０年近く経過しており、雨漏りもある事から早急な対策が必要となっています。

②　平成１０年度に大規模改造工事を行った長沼中学校については、全体的に劣化が著しく、躯体に影響や運営に支障が出る恐れがあるＤ判定に該当する項目もあり、早急な改築が必要となっています。

　個別個所では、平成２８年に屋内体育館の床補修工事を実施し、ささくれなどの危険個所を応急的に補修しましたが、床板の劣化進行が著しいため、再び危険な状況になっています。

　また、北側校舎の教室及び廊下の床がコンクリートの強度不足によりたわみが生じており、文部科学省が公表している「学校施設の長寿命化改修の手引」に当てはめると、長寿命化改修には適していない建物と言えます。

③　長沼町学校給食センターは、平成３０年度に屋上防水塗装工事を行ったため、屋上についてはＡ判定であるものの、電気設備や大型備品類については、全体的に劣化が進行

しているため、C判定となっています。

個別個所では、災害備蓄品を収納するスペースが狭い状況となっています。また、調理場は乾式床になっていない状況です。アレルギー食に対応できる設備も整っていません。

④　また､近年の台風や地震などの自然災害による建物へのダメージも多くなっています。特に、地震は近年頻発しており、横風の吹く降雨時は教室内に雨漏りするなどの状況があることから、目視では確認できない外壁や躯体部分への影響もあると考えられます。

主な長沼町での震度３以上の地震は、次のとおり２７回に上ります。

・	昭和５７年３月２１日	浦河沖地震	震度４
・	平成　５年１月１５日	釧路沖地震	震度３
・	平成１５年９月２６日	十勝沖地震　４：５０	震度５弱
・	〃	〃　６：０８	震度４
・	平成２０年９月１１日	十勝沖地震	震度４
・	平成２１年２月２８日	日高支庁西部地震	震度３
・	平成２１年６月　５日	十勝沖地震	震度３
・	平成２３年３月　９日	三陸沖地震	震度３
・	平成２３年３月１１日	〃　１４：４６	震度４
・	〃	〃　１５：０６	震度３
・	〃	〃　１５：２６	震度３
・	平成２３年４月　７日	宮城県沖地震	震度３
・	平成２３年６月２３日	岩手県沖地震	震度３
・	平成２４年８月２５日	十勝地方南部地震	震度３
・	平成２４年１２月７日	三陸沖地震	震度３
・	平成２５年２月　２日	十勝地方中部地震	震度４
・	平成２８年１月１４日	浦河沖地震	震度４
・	平成２９年７月　１日	胆振地方中東部地震	震度３
・	平成３０年１月２４日	青森県東方沖地震	震度３
・	平成３０年９月　６日	胆振地方中東部地震　３：０８	震度５強
・	〃	〃　６：１１	震度３
・	平成３０年９月　９日	〃	震度３
・	平成３０年９月１７日	〃	震度３
・	平成３０年９月３０日	〃	震度３
・	平成３０年１０月１日	〃	震度３
・	平成３１年２月２１日	〃	震度５弱
・	平成３１年４月２８日	十勝地方南部地震	震度３

(2) 今後の維持・更新コスト（長寿命化型）

現在、長沼中央小学校及び長沼中学校とも一部で約６０年を迎えるような施設があり、近年、大規模改修等は行っておらず、目視による現地調査においてもＤ判定の個所が多数見られ、大規模改修をする場合には、費用が高額となることが見込まれます。

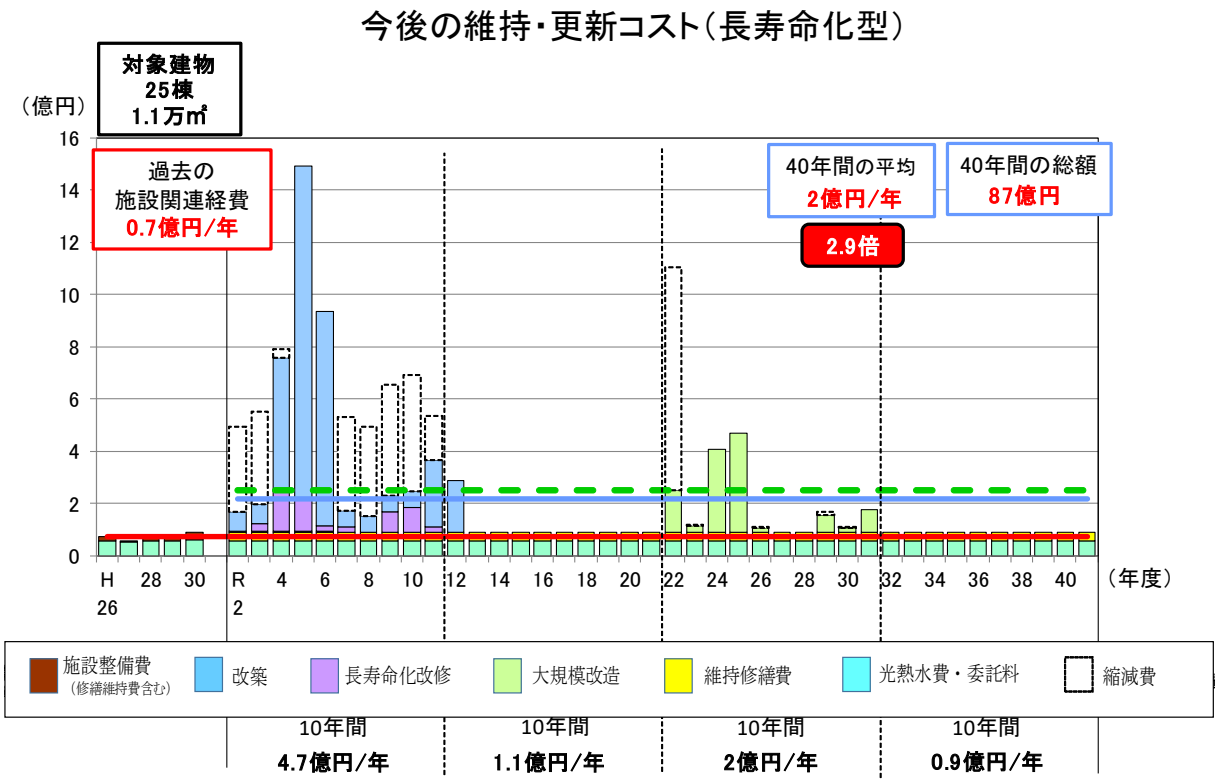

第４章　学校施設整備の基本的な方針等

１　学校施設の規模・配置計画等の方針

(1) 学校施設の個別施設計画の基本方針

①　長沼町公共施設等総合管理計画における建築物の主な考え方、方針は次のとおり。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方	・　新規で行う施設整備については、単独機能としては行わず、複合化、集約化、既存施設の廃止を含む統廃合等を伴うものを基本とする ・　ＰＰＰ/ＰＦＩ等の公民連携取組等、これまでの公共施設等のあり方にこだわらない新たな公共サービスについて検討を進める ・　災害時の指定避難所になっている公共施設等については、その機能を損なわないよう工夫や配置を行い、再編・利活用を進める
公共施設等管理の取組と方向性	・　竣工後一定期間を経過した施設については、安全・安心な施設運営を推進するため、適宜点検・診断を実施し、今後、長期間の利活用が見込めない施設､利用率が低下している施設については、用途替えや廃止することを基本とする ・　公共施設等の役割・機能の的確な把握に努め、大規模改修や更新等の機会に、社会情勢の変化等を見据えた機能転換など、戦略的な公共施設等の再配置を検討する
長寿命化の実施方針	・　今後の財政運営を勘案した上で、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することで長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努める
統合や廃止の推進方針	・　廃止した施設は､民間等への売却・貸付などを進めることとし、それらが見込めない場合は、老朽化による破損等によって周辺環境や治安に悪影響を及ぼさないよう配慮する
目標	・　町が保有する建築物の全体面積を、将来の人口減少や財政運営の状況を見据え、１０％以上削減する

②　上記①を受け、長沼町学校施設における個別施設計画の基本方針は次のとおり。

ア　劣化調査の結果、躯体が健全な場合は、８０年以上の利用を想定して安全面、機能面、環境面に配慮した長寿命化改修を行う

イ　予防保全型維持管理を推進し、ライフサイクルコストの削減に努める

ウ　地域の避難場所として指定されているため、地域の防災機能向上の面からも、計画的な整備を行う

(2) 学校施設の規模・配置計画等の方針

長沼町教育委員会では、平成２４年８月に「長沼町立小・中学校適正規模・適正配置基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定し、その後、平成２６年８月に「長沼町立小学校適正規模・適正配置実施方針（以下「実施方針」という。）」を策定しています。

基本方針の中では、子供たちの教育環境を最優先に考えた場合において、学校教育は一定規模以上の集団で行うことを基本とし、様々な人間関係を通じて、より豊かな人間性や社会性、協調性、思いやりのある心を育みながら、次代を担う子供たちが健やかに成長していくためにも、小中学校の適正規模化を積極的に推進することとしています。文部科学省が掲げる地域の実情に即した適正規模は、小学校が学年２～３学級、学校全体で１２～１８学級、中学校では学年３～６学級、学校全体で９～１８学級としています。

なお、「適正規模」とは標準的な規模の意味であり、「適正規模」以外の学校が「不適正」ということではなく、それぞれの規模による特色を考慮しながら、より良い学校運営のための配慮をしていきます。

また、児童生徒の学習面、生活面、学校の運営面の３つの視点を主眼に適正規模を進め、適正配置の基本的な考え方である「複式学級の解消」を重視しています。

上記基本方針及び実施方針に基づき、中学校については平成２６年４月に３中学校を１中学校に統合し、小学校については令和２年４月に５小学校を１小学校に統合することが決定されました。

2　改修等の基本的な方針

(1) 改築の方針

基本的には、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減や、予算の平準化を実現するため、構造躯体が健全であると判断された場合は、改築より工事費が抑えられ、工期が短く、廃棄物や二酸化炭素の排出量が少ない長寿命化改修で整備を進め、併せて計画的な部位修繕を実施しますが、構造躯体に不安があるため、早急に改築するものとします。

改築後２０年を目安に大規模改修を行い、それから２０年から３０年で長寿命化改修を行い、さらにその後２０年で大規模改修を行い、最終的に改築後８０年で再び改築するサイクルを繰り返します。ただし、災害等により被災した場合は、改修サイクルを短縮するものとします。

■　解体改修と長寿命化改修の比較

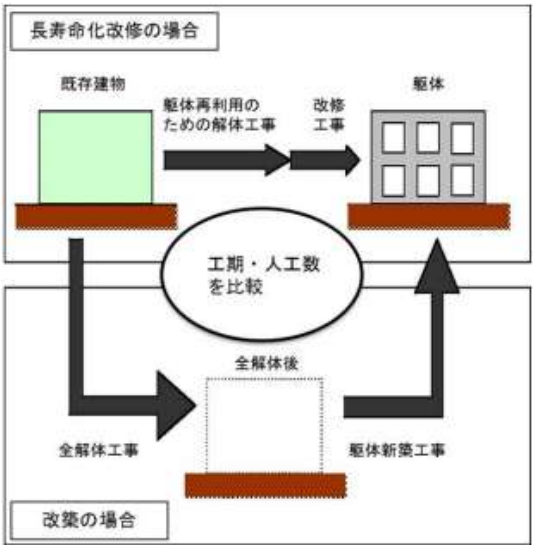

■　長寿命化改修の場合と改築の場合との工期・人工数の比較

・　工　期：長寿命化改修は改築に比べて約74%減

・　人工数：長寿命化改修は改築に比べて約63%減

	長寿命化改修の場合			改築の場合（概算）		
	名称	数値	単位	名称	数値	単位
工事期間	解体工事	19	日	解体工事	14	日
	改修工事	8	日	新築工事	90	日
	合計	**27**	日	合計	**104**	日
人工数	解体工事	172	人工	解体工事	42	人工
	改修工事	28	人工	新築工事	500	人工
	合計	**200**	人工	合計	**542**	人工

※増築部分を含めた工事全体では，また異なる値となる。

（文部科学省「学校施設の長寿命化改修の手引」より）

(2) 目標使用年数、改修周期の設定

種別	改築後目標使用年数	大規模改造の周期	長寿命化改修の周期
校舎・体育館	８０年以上	２０年～２５年	４０年～５０年

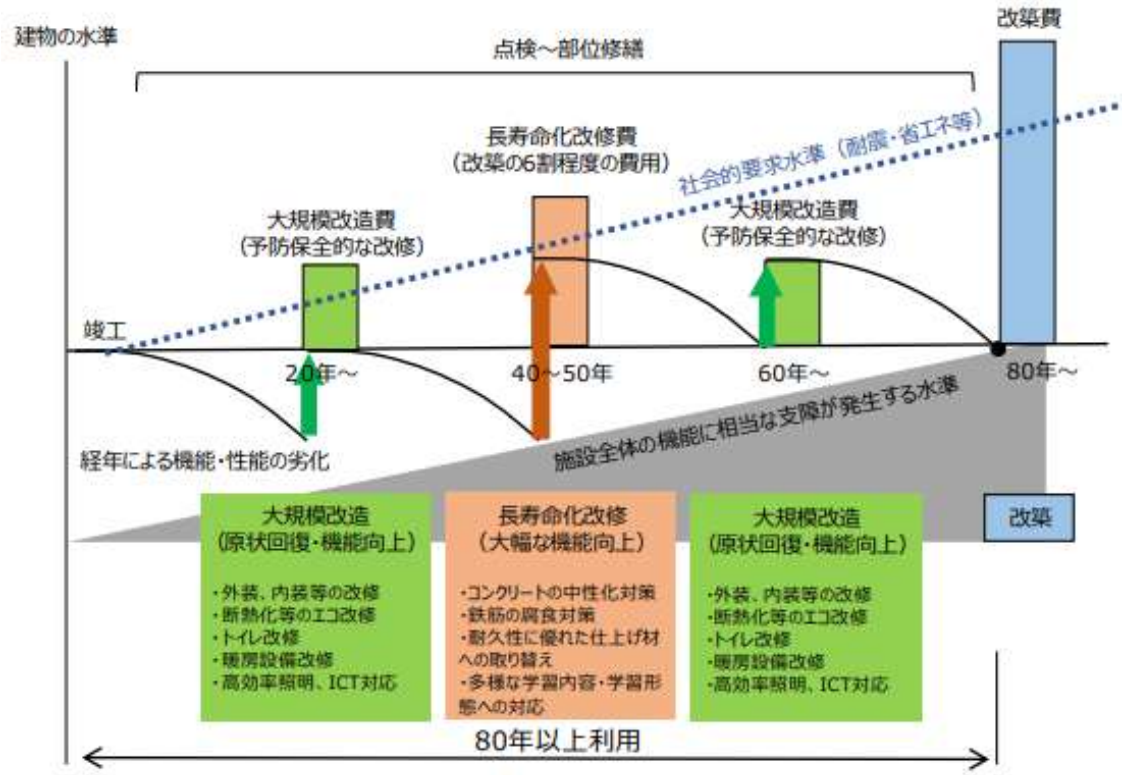

第５章　基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等

１　改築等の整備水準

現代の社会的要請に応じるため、防災機能や防犯対策、非構造部材の耐震化等の安全面の確保や、少人数学習に対応する多目的スペースなどの空間、ＩＣＴに対応した整備、多様な児童生徒の特性への対応や、災害時の避難所も想定したエレベーター・スロープの設置や学校給食センターの併設などの機能面の充実、気密性の高いサッシを設置し暖房効率を向上する等の省エネルギー対策等の環境整備に取組みます。

２　維持管理の項目・手法等

各施設の維持管理を効率的・効果的に実施するため、本計画策定の際に作成した「劣化状況調査票」を活用し、改築後においても適切に点検・評価を実施します。

なお、点検・評価については３～５年の周期で実施し、劣化が進みそうな施設については、財政状況や町全体の施策との調整を図りながら、計画的な部位修繕を実施し、教育環境水準の維持を図っていきます。

通し番号	2				
学校名	長沼中央小学校	学校番号	1381	調査日	
建物名	北側校舎玄関			記入者	
棟番号	8-2			建築年度	昭和45 年度（ 1970 年度）
構造種別	RC	延床面積	61 ㎡	階数	地上 2 階 地下 階

部位	仕様（該当する項目にチェック）	工事履歴（部位の更新） 年度	工事内容	劣化状況（複数回答可）	箇所数	特記事項	評価
1 屋根 屋上	□ アスファルト保護防ｽ			□ 降雨時に雨漏りがある			
	□ アスファルト露出防水			□ 天井等に雨漏り痕がある			
	□ シート防水、塗膜防水			□ 防水層に膨れ・破れ等がある			
	□ 勾配屋根（長尺金属板、折板）			□ 屋根葺材に錆・損傷がある			
	□ 勾配屋根（スレート、瓦類）			□ 笠木・立上り等に損傷がある			
	□ その他の屋根（ ）			□ 樋やﾙｰﾌﾄﾞﾚﾝを目視点検できな			
				□ 既存点検等で指摘がある			
2 外壁	□ 塗仕上げ			□ 鉄筋が見えているところがある			
	□ タイル張り、石張り			□ 外壁から漏水がある			
	□ 金属系パネル			□ 塗装の剥がれ			
	□ コンクリート系パネル（ALC等）			□ タイルや石が剥がれている			
	□ その他の外壁（ ）			□ 大きな亀裂がある			
	□ アルミ製サッシ			□ 窓・ドアの廻りで漏水がある			
	□ 鋼製サッシ			□ 窓・ドアに錆・腐食・変形がある			
	□ 断熱サッシ、省エネガラス			□ 外部手すり等の錆・腐朽			
				□ 既存点検等で指摘がある			

部位	修繕・点検項目	改修・点検年度	特記事項（改修内容及び点検等による指摘事項）	評価
3 内部仕上（床・壁・天井（内部建具）（間仕切等）（照明器具）（エアコン）等	□ 老朽改修			
	□ エコ改修			
	□ トイレ改修			
	□ 法令適合			
	□ 校内LAN			
	□ 空調設置			
	□ 障害児等対策			
	□ 防犯対策			
	□ 構造体の耐震対策			
	□ 非構造部材の耐震対策			
	□ その他、内部改修工事			
4 電気設備	□ 分電盤改修			
	□ 配線等の敷設工事			
	□ 昇降設備保守点検			
	□ その他、電気設備改修工事			
5 機械設備	□ 給水配管改修			
	□ 排水配管改修			
	□ 消防設備の点検			
	□ その他、機械設備改修工事			

特記事項（改修工事内容や12条点検、消防点検など、各種点検等による指摘事項が有れば、該当部位と指摘内容を記載）

健全度 0 ／100点

（↑劣化状況調査シート）

第６章　個別施設計画の運用方針

１　情報基盤の整備と活用

本計画策定の際に取りまとめた点検・評価した手法をベースに、各施設の状態や過去の改修・交換履歴、故障の発生状況を蓄積していくとともに、建築基準法で定められた定期的な安全点検等の結果も反映し、情報の一元化を図ることで、適切な整備を行っていきます。

２　推進体制等の整備

施設設置者として定期的な点検・調査の実施を行い、学校の管理者である学校長と連携して施設の状態把握に努めるとともに、町長部局の建築技師からの指導・助言、連携の強化を図り、町全体の公共施設情報の共有化や、効率的・効果的な公共施設等のマネジメントを総合的に進めていきます。

３　フォローアップ

本計画は、各施設の点検・評価を適切に実施し、今後の学校施設の改築や長寿命化改修の整備等の方向性を設定するものです。

本計画は、計画期間を１７年間に設定していますが、５年を目途にフォローアップを実施し、必要に応じて計画の更新を行います。

ただし、町の各種計画や方針等の変更があった場合には、適宜、本計画を見直すこととします。